

改正 2017年 9月23日

2020年 4月 1日

(趣旨)

第1条 同志社コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第7条に基づき設置する同志社コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) コンプライアンスに関する制度及び体制の整備に関すること
- (2) コンプライアンス制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合調整に関すること
- (3) コンプライアンスの状況に関する情報収集及び分析に関すること
- (4) コンプライアンスの推進のための啓発及び研修を企画し実施すること
- (5) コンプライアンスの推進に関する取り組みの公表に関すること
- (6) その他、委員会がコンプライアンスの推進のために必要と認めた事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者によって構成する。

- (1) コンプライアンス推進統括責任者
- (2) 法務担当の常務理事
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 法人事務部長
- (5) 法人部企画部長
- (6) 大学総務部長
- (7) 大学財務部長
- (8) 大学施設部長

2 前項に規定する者のほか、委員長が必要と認めた者を、委員として加えることができる。

3 委員長は、前条の任務を遂行するために、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会に委員長をおき、委員長はコンプライアンス推進統括責任者とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 必要と認める場合には、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第5条 この規程に関する事務は、コンプライアンス推進室事務室が行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2016年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。